

芝山クリーンセンター等維持管理業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和 6 年 10 月

芝山町 まちづくり課

本募集要項は、芝山クリーンセンター等維持管理業務公募型プロポーザル実施要綱（令和 6 年芝山町告示第 86 号。以下「実施要綱」という。）第 8 条の規定に基づくものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

芝山クリーンセンター等維持管理業務委託

(2) 委託期間

令和 7 年 1 月 1 日～令和 11 年 12 月 31 日（60 月）

(3) 業務内容

別添 1「芝山クリーンセンター等維持管理業務委託基本仕様書（案）（以下「基本仕様書（案）」という。）」のとおり

(4) 業務上限金額

167,838,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務の趣旨

令和 6 年 6 月 26 日に締結した芝山クリーンセンター等維持管理業務委託の契約期間が令和 6 年 12 月 31 日をもって満了することから、芝山クリーンセンター等維持管理業務委託の受注者を特定するにあたり、本町の下水道の特性等を十分理解し、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた者を特定するために実施するものであり、本募集要項は、その手続きについて、必要な事項を定めるものである。

3 募集要領

(1) 特定方針

受注候補者の特定は、芝山町職員で構成する「芝山クリーンセンター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施に係る技術提案審査委員会」において、技術提案書等に基づくプレゼンテーション等による技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施する。技術評価点及び価格評価点の合計点が技術提案者の内、最も高い者を受注候補者、次に高い者を次点受注候補者として特定する。

(2) スケジュール

内容	日程
公募開始の公表（募集要項等の配布）	令和 6 年 10 月 4 日（金）午前 9 時
施設確認及び資料閲覧の申込締切	令和 6 年 10 月 9 日（水）正午まで
施設確認及び資料閲覧	令和 6 年 10 月 10 日（木）、11 日（金）
質疑の受付締切	令和 6 年 10 月 16 日（水）午後 5 時まで

質疑への回答予定	令和 6 年 10 月 18 日（金）午後 5 時
参加表明書等の提出締切	令和 6 年 10 月 22 日（火）午後 5 時まで
参加資格の審査	令和 6 年 10 月 24 日（木）
技術提案書の作成依頼予定	令和 6 年 10 月 25 日（金）
技術提案書に係る質疑の受付締切	令和 6 年 10 月 30 日（水）午後 5 時まで
技術提案書に係る質疑への回答予定	令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 5 時
技術提案書の提出締切	令和 6 年 11 月 12 日（火）午後 5 時まで
技術提案書の評価（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 6 年 11 月 22 日（金）
受注候補者及び次点受注候補者の決定 通知発送・審査結果の公表	令和 6 年 11 月 26 日（火）
契約締結予定日	令和 6 年 12 月 13 日（金）

(3) 技術提案審査委員会の構成

- ① 委員会 町職員 5 名
- ② 事務局 芝山町 まちづくり課 環境下水道係
住所 〒289-1692
千葉県山武郡芝山町小池 992 番地
TEL 0479-77-3924（直通）
FAX 0479-77-0871
E-mail gesui@town.shibayama.lg.jp

(4) 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ①令和 6・7 年度芝山町入札参加資格者名簿の「委託」区分に登載されていること。
- ②千葉県に本店又は契約委任している支店若しくは営業所を有すること。
- ③地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- ⑥手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑦ 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、芝山町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 6 年策定）の規定による指名停止措

置（以下「指名停止」という。）、又は芝山町建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。

⑧ 暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。

⑨ 本募集要項の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

⑩平成 21 年 4 月 1 日以降に、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）で定める公共下水道若しくは流域下水道の終末処理場、又は処理水量が 1,000 m³/日以上 of 汚水処理施設の維持管理業務を 5 年以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 業務実施上の要件

業務の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

① 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

② 配置予定技術者

下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者であって、下水道等の維持管理に関する技術上の実務に 5 年以上従事した経験を有するもの（以下「下水道技術者」という。）を配置すること。

4 応募手続

(1) 施設確認及び資料閲覧

参加者に対して、以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

① 実施期間

令和 6 年 10 月 10 日（木）、令和 6 年 10 月 11 日（金）

1) 午前 9 時から正午まで

2) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※希望者の希望日時を参考に町が調整、指定した日時とする。

② 実施場所

施設確認：基本仕様書（案）【別紙 2】に規定する施設

（集合場所：芝山クリーンセンター）

資料閲覧：芝山町 まちづくり課 環境下水道係

③ 申込方法

施設確認・資料閲覧申込書【様式 1】を、電子メール (gesui@town.shibayama.lg.jp) にて受付期間内に事務局へ送付すること。その他の方法による申し込みは認めない。受領の確認は適宜開封確認のオプションを利用する等、送信者の責任において行うこと。

④ 申込期限

令和 6 年 10 月 9 日（水）正午まで

⑤ 閲覧資料

番号	名称	閲覧方法
1	維持管理年報（令和3年度～令和5年度）	紙資料の閲覧
2	維持管理月報（令和5年4月～令和6年8月）	紙資料の閲覧
3	芝山浄化センター機械設備工事 完成図書	紙資料の閲覧
4	芝山町芝山浄化センター電気設備工事 完成図書	紙資料の閲覧
5	芝山クリーンセンター汚泥処理設備工事 完成図書	紙資料の閲覧
6	芝山クリーンセンター汚泥処理電気設備工事 完成図書	紙資料の閲覧
7	芝山町マンホールポンプ設備工事 完成図書	紙資料の閲覧

⑥ その他

- 1) 施設及び資料の写真撮影・コピーは不可とする。
- 2) 施設確認及び資料閲覧の場において、質問応答の機会は設けない。

(2) 参加表明書等の提出

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

① 受付期間

令和6年10月4日（金）から令和6年10月22日（火）午後5時まで（必着）

② 受付場所

芝山町 まちづくり課 環境下水道係

③ 提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること。

④ 提出書類及び提出部数

- 1) 参加表明書【様式2】 1部

代表者印を押印の上、提出すること。

- 2) 参加者の業務実績（参加資格確認用）【様式3】 1部

技術提案者の平成21年度以降における同種又は類似の県内業務実績（ISO9001、ISO14001、ISO27001、ISO55001、プライバシーマーク等の認証取得状況があればその事項を任意の様式で記載）を記載するものとし、これらを証明する資料（契約書及び登録証の写し等）を添付すること。

- 3) 配置予定の下水道技術者の経歴及び資格【様式4】 1部

- ・ 下水道技術者についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）及び同種又は類似の県内業務実績を証明する資料（契約書の写し等）を添付すること。
- ・ 業務実績は、平成30年度以降の同種又は類似の県内業務のうち、令和6年3月31日までに完了したもの又は継続しているものを記載すること。

※共通事項

同種業務…公共下水道終末処理場等維持管理業務

類似業務…公共下水道終末処理場以外の汚水処理施設等維持管理業務

(3) 募集要項等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和 6 年 10 月 4 日（金）から令和 6 年 10 月 16 日（水）午後 5 時まで（必着）

② 受付場所

芝山町 まちづくり課 環境下水道係

③ 提出方法

質問票【様式 5】に記入し、電子メール（gesui@town.shibayama.lg.jp）にて受付期間内に事務局へ送付すること。

④ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ令和 6 年 10 月 18 日（金）（予定）に町ホームページ上に公開する。回答内容は、本募集要項の追加、修正として取り扱う。

(4) 参加辞退

参加表明書【様式 2】を提出した者が参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式 6】を提出すること。

① 受付期間

令和 6 年 10 月 24 日（木）午後 5 時まで（必着）

② 受付場所

芝山町 まちづくり課 環境下水道係

③ 提出方法

持参

(5) 提出書類の作成上の留意事項

① 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。（(7) 技術提案書等の提出についても同様とする。）

② 参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(6) 参加資格の審査及び技術提案書提出の依頼

参加資格の審査は、「3 募集要領（4）参加資格要件」及び「(5) 業務実施上の要件」に適合するかを審査し、適合した参加者に対して、令和 6 年 10 月 25 日（金）（予定）に文書及び電子メールにより技術提案書の提出を依頼する。

(7) 技術提案書等の提出

① 提出書類

技術提案書の提出の依頼を受けた参加者は、次に掲げる書類を提出すること。

1) 技術提案書【様式 7】 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

2) 下水道技術者の配置計画【任意様式】 8 部

下水道技術者の配置計画について、任意の様式で記載すること。

3) 業務実施方針【様式 8】 8 部

4) 組織体制及び人員配置計画【様式 9】 8 部

5) 安全衛生管理体制【様式 10】 8 部

6) 運転操作・監視業務実施計画【様式 11】 8 部

7) 保守点検業務実施計画【様式 12】 8 部

8) 水質管理業務実施計画【様式 13】 8 部

9) 修繕業務実施方針【様式 14】 8 部

10) 物品等の調達及び管理業務実施計画【様式 15】 8 部

11) 緊急時の対応【様式 16】 8 部

12) 独自提案【様式 17】 8 部

13) 省エネルギー対策【様式 18】 8 部

14) 参考見積書【様式 19】 1 部

(見積の内訳書) 8 部

② 提出期限

令和 6 年 11 月 12 日（火）午後 5 時まで

③ 技術提案書等の作成の注意事項

1) 技術提案書【様式 7】

代表者印を押印の上、提出すること。

2) その他の書類【任意様式、様式 8～18】

a) 各様式の合計枚数は 25 枚以内（両面印刷可）に記載すること。

b) 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

c) 提出資料は、クリップ止め 8 部とすること。ただし、1 部と指定した書類についてはクリップ止めした書類とは別で提出すること。

3) 技術提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。

④ 技術提案評価基準

技術提案の評価基準は、「芝山クリーンセンター等維持管理業務委託に係る技術提案書等評価基準」（以下「評価基準」という）のとおりとする。

(8) 技術提案書等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和 6 年 10 月 25 日（金）から令和 6 年 10 月 30 日（水）午後 5 時まで（必着）

② 受付場所

芝山町 まちづくり課 環境下水道係

③ 提出方法

質問票【様式 5】に記入し、電子メールにて受付期間内に事務局へ送付すること。

④ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ令和6年11月5日（火）（予定）に町ホームページ上に公開する。回答内容は、本要項の追加、修正として取り扱う。

(9) 参加希望者の評価

①評価方法

- 1) 技術提案書等の受領後、実施要綱第4条第1項に規定する委員から選出した技術提案審査委員会及び事務局員が評価基準に基づき評価を行う。
- 2) 参加希望者が6者以上の場合は、提出された技術提案書等をもとに、評価基準に基づく書類による評価を行い、評価結果の上位5者を選定する。なお、上位5者とならなかった者については、電子メールにてその旨を連絡する。

②プレゼンテーション及びヒアリング

評価は、評価基準により行うものとし、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施方法は以下のとおりとする。

- 1) プレゼン等への出席者は、本業務を担当する総括責任者を含む3名以内とする。
- 2) プレゼン等の日程は、令和6年11月22日（金）を予定しており、開始予定時刻については個別に通知する。
- 3) プレゼン等は、提案者が提出した技術提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクタ及びスクリーンは町で用意する。
- 4) プレゼンテーションの持ち時間は30分、その後に、審査委員からのヒアリングを10分程度行う予定である。

(10) 特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、書面により通知する。なお、合計点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。それでも同点の場合は、技術提案審査委員会の協議により受注候補者、次点受注候補者を特定する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく書面により通知する。
- ② 技術提案書を提出した者が1者のみの場合で、技術提案の評価の結果、受注候補者として適当と認められないときは、非特定とすることがある。
- ③ 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により委員長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
 - 1) 受付場所
芝山町 まちづくり課 環境下水道係
 - 2) 受付時間

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで

3) 提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること。

4) 上記③の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含む。）に書面により行う。

5 契約等

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

実施要綱第 15 条の規定による。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、基本仕様書（案）及び別添 2 数量総括表（案）に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して基本仕様書及び数量総括表の内容を確定するが、提案内容が全て設計金額に反映されるものではない。

③ 契約書

別添 3 業務委託契約書（案）を使用する。

④ その他

受注候補者として特定された者は「配置予定の下水道技術者の経歴及び資格【様式 4】」に記載した下水道技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、この限りでない。

(2) 提出書類の取扱いについて

提出書類は、返却しない。提出した資料が芝山町情報公開条例（平成 14 年芝山町条例第 10 号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意見を聴いた上で、同条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。